

第49回全国土地改良大会岩手大会

企画運営業務 公募実施要領

1. 趣旨

全国土地改良大会は、「農業・農村の重要性」とそれを支える「農業農村整備事業の役割」を広く国民にアピールして国の礎である農業・農村をさらに発展させるとともに、広く次世代へ引き継いでいくことを目的として開催され、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に集う大会である。

令和9年度においては、第49回全国土地改良大会岩手大会が岩手県内で開催が決定していることから、この大会の開催に係る企画運営業務の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 委託業務

(1) 業務名

第49回全国土地改良大会岩手大会企画運営業務

(2) 主催者

全国土地改良事業団体連合会、岩手県土地改良事業団体連合会

(3) 業務内容

大会式典関連業務

別添「第49回全国土地改良大会岩手大会 大会式典関連業務仕様書」のとおり

交歓会関連業務

別添「第49回全国土地改良大会岩手大会 交歓会関連業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間（予定）

契約日から令和10年1月31日まで

(5) 予算規模

本業務の予算規模は、概ね65,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）程度とする。

なお、経費圧縮方法を十分検討したうえで金額を提示すること。

(6) 発注者

岩手県土地改良事業団体連合会

3. 参加資格要件

次の(1)から(7)の要件（グループで参加する場合は、(1)から(6)までの要件）を全て満たしている必要がある。

(1) 委託業務に関する知識・方法・技術を有し、アからウの要件を満たしていること

ア 岩手県内に本店又は支店等の主たる事業所を有していること

イ 仕様書に記載の大会式典会場及び交歓会会場での催事の実績を有していること

ウ 他の地域からのスタッフを派遣できる体制を有していること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する者に該当しないこと

- (3) 岩手県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- (4) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと
- (5) 本業務と類似の業務履行実績（イベント、各種観光事業等の企画・運営及び広報等）を有していること
- (6) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること
- (7) グループで参加する場合は、代表者を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は単独での参加を行ってはならない。また、グループ参加のみの場合、複数の参加も可能とする。

4. 参加に関する手続き

(1) スケジュール

内 容	日 程
① 実施要領等の公表	令和7年6月 2日（月）
② 実施要領等に係る質問受付	令和7年6月 9日（月）17時まで
③ 質問への回答	令和7年6月13日（金）
④ 企画提案参加申請書等受付期限	令和7年6月30日（月）12時まで
⑤ 企画提案参加申請に伴う プレゼンテーション(審査)	令和7年7月7日（月）[予定]
⑥ 審査結果通知	令和7年7月11日（金）[予定]

(2) 実施要領及び仕様書の公表

公表：令和7年6月 2日（月）

岩手県土地改良事業団体連合会のホームページで行う。

実施要領等は第 49 回全国土地改良大会岩手大会のサイトからダウンロードすることができる。

(3) 実施要領等に係る質問受付

ア) 提出方法

質問については、質問票（様式1号）により、質問内容、法人名、連絡先、担当者名等を記入のうえ、メール又はFAXにより提出すること。

イ) 提出先

岩手県土地改良事業団体連合会 総務管理部土地改良大会推進室：草野、山下

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目10番1号

TEL：019-631-3201 E-Mail：49taikai@iwatochi.com

FAX：019-631-3261

ウ) 受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月9日（月）17時まで

エ) 質問への回答

質問への回答は、令和7年6月13日（金）にホームページの第49回全国土地改良大会岩手大会のサイトで回答します。

5. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

以下により企画提案参加申請書を提出すること。

ア) 提出期限 **令和7年6月30日（月）12時必着** ※厳守

イ) 提出方法 持参又は郵送とする。提出期限を過ぎて提出された場合は一切受け付け
ない。（郵送の場合は、到着確認が可能な方法で郵送すること。）

ウ) 提出先 上記4.（3）イ）と同じ。

エ) 提出書類

① **第49回全国土地改良大会岩手大会企画運営業務提案参加申請書**（様式2号）

② **提案者の概要**（提案者の組織体制、経営状況、事業内容等）

※ グループで参加する場合は、その者についても同様に記載すること

③ **事業者概要補足資料**（パンフレット等で可）

※ グループで参加する場合は、その者についても同様に添付すること

④ **企画提案書**（様式3号）

※ 業務の実施方針、業務の実施計画、業務の実施体制、業務分担及び進捗状況
の管理体制、提案事業者の経験・能力等（本業務に類する業務実績含む）、課
題と処理の考え方等を含むものとする。

⑤ **見積書**

※ 詳細に記載し、公募仕様書に記載の業務毎に金額を含め詳細がわかるよう明示
すること

オ) 提出部数

正本1部及び副本23部を提出すること。

カ) 留意事項

- ・ 企画提案書の作成、提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 提出後の書類の差し替え・修正は一切認めない。
- ・ 提出された全ての書類は返却しない。
- ・ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかの事項に該当した提案は無効または失格とする。

- ア) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合
- エ) 見積額が2.(5)に記載する予算規模の上限金額を超過した場合及び審査合格のために極端に安い見積額を提示した場合
- オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
- カ) 審査の公平を害する行為があった場合
- キ) その他、企画提案にあたり、著しく審議に反する行為があった場合

6. 受託候補者の選定

(1) 企画提案参加申請に伴う審査（プレゼンテーション）

ア) 審査方法

企画提案内容のプレゼンテーションを行い、本会が指名した審査員が審査し、受託候補者を選定する。

イ) 受託候補者の選定

審査員が別途採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い提案者を選定する。

ウ) 審査基準

企画提案書審査基準に基づき書類及びプレゼンテーションにより、各項目について審査する。

エ) 審査結果の通知

審査結果について、令和7年7月11日（金）[予定]に全提案者に対して、書面によって通知する。

なお、審査内容及び審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

7. 受託候補者との協議と契約の締結等

(1) 契約

上記6.(1)により選定した受託候補者と企画提案書の内容に基づき、委託業務に係る契約書及び仕様書の内容を協議のうえ作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

なお、協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。受託候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次点の企画提案者と委託契約を締結することがある。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって当初の契約金額とする。

ただし、業務内容等に変更が生じた場合には、発注者と協議のうえ、変更契約を締結することができるものとする。

(3) 契約の取消し等

受託者が必要な指示に従わない場合、又はその他業務を継続することが適当でない認められる場合には、発注者は本契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができるものとする。契約の解除に起因して損害が発生した場合、発注者はその損害について受託者に対し賠償を請求することができるものとする。

発注者が本契約に違反し、それにより契約の解除、又は期間を定めて業務の全部または一部の停止により、受託者に損害が発生した場合、受託者はその損害について発注者に対し賠償を請求することができるものとする。

(4) 委託金の支払い

委託金（契約金額）の支払いについては、原則、業務終了後に委託者からの請求に基づき、精算払を行うものとする。

ただし、委託業務を遂行するために必要があると認めるときは、委託額の一部を概算払できるものとする。

なお、概算払の時期及び金額については、発注者・受託者による協議のうえ、定めるものとする。

8. 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものであり、企画提案書にそのまま承するものではない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権、委託業務に係る成果物は、すべて岩手県土地改良事業団体連合会に帰属するものとする。
- (4) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、岩手県土地改良事業団体連合会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 岩手県土地改良事業団体連合会は、提出書類及びその内容を本業務以外に無断で使用しない。

9. 問い合わせ先

岩手県土地改良事業団体連合会 総務管理部土地改良大会推進室：草野、山下
〒020-0866

岩手県盛岡市本宮二丁目10番1号

TEL：019-631-3201 FAX：019-631-3261

E-Mail：49taikai@iwatochi.com